

西郷村低入札価格調査実施要領

令和5年3月31日

告示第42号

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第2項の規定に基づき落札者を決定するために実施する調査（以下「低入札価格調査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札執行者 当該請負契約に係る入札事務を執行する者をいう。
- (2) 工事担当課長 当該建設工事を所管する課の長の職にある者をいう。
- (3) 低入札調査基準価格 低入札価格調査を実施する基準価格をいう。
- (4) 失格基準価格 低入札価格調査を実施せず入札を失格とする基準価格をいう。
- (5) 調査対象範囲 低入札調査基準価格を下回り、かつ、失格基準価格以上の価格をいう。
- (6) 調査範囲入札者 調査対象範囲で入札を行った者をいう。
- (7) 最低入札者 最低の価格で入札を行った者をいう。

(対象)

第3条 低入札価格調査を適用する建設工事は、総合評価方式で実施する工事とする。

(低入札調査基準価格)

第4条 低入札調査基準価格は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会における「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」の考え方を参考に、村長が入札案件ごとにその都度定める。

(失格基準価格)

第5条 失格基準価格は、別記1に定める算出式により算定する。

- 2 村長は、特に必要と認めるときは、前項の規定によらず失格基準価格を定めることができる。
- 3 前2項で定めたいずれかの費目で失格基準算出価格を下回る入札があった場合は、「公正な入札を妨げるおそれがある入札」として、当該入札者を失格とする。

(予定価格調書への添付)

第6条 村長は、低入札調査基準価格及び失格基準算出価格を記した調書を作成し、予定価格調書に添付するものとする。

(入札参加者への周知)

第7条 村長は、低入札価格調査の対象となる入札を行うときは、入札に参加しようとする者に対し、次に掲げる事項を周知するものとする。

- (1) 入札書等の提出方法
- (2) 低入札調査基準価格が設定されていること。
- (3) 失格基準価格の設定の有無
- (4) 当該入札において、調査範囲入札者がいる場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格調査を実施のうえ、後日落札者を決定すること。
- (5) 調査範囲入札者は、最低入札者であっても、必ずしも落札者とならない場合があること。
- (6) 見積内訳書の提出を求めること。
- (7) 低入札調査基準価格を下回る価格で落札した場合は、西郷村工事請負契約約款（以下「約款」という。）第4条第2項で規定する契約保証金について、請負代金額の10分の1以上から10分の3以上に引き上げること。
- (8) 低入札調査基準価格を下回る価格で落札した場合は、約款第35条第1項で規定する前払金について、請負代金額の10分の4以内の額から10分の2以内の額に、また、約款第35条第3項で規定する中間前払金について、請負代金額の10分の2以内の額から10分の1以内の額に引き下げること。
- (9) 低入札調査基準価格を下回る価格で落札した場合は、約款第51条第2項で規定する違約金について、請負代金額の10分の1から10分の3に引き上げること。

（入札執行及び低入札価格調査の開始）

第8条 入札は、立ち会い、持参又は郵送のいずれかによる方法で行うものとする。

- 2 前項の入札に調査範囲入札者がいた場合は、入札執行者は、低入札価格調査を実施する旨を入札参加者に周知し、入札を終了する。
- 3 前項の場合において、工事担当課長は、調査範囲入札者に別記2低入札価格調査項目及び提出書類に定める提出書類（第1号様式から第15号様式までに定める様式。以下「調査資料」という。）の提出を求めるとともに、次の事項を周知する。
 - (1) 提出期限及び提出先（工事担当課長宛）
 - (2) 調査資料の作成等に要する費用は、調査範囲入札者の負担とすること。
 - (3) 調査については、調査範囲入札者のうち総合評価による評価値の最も高い者から順次始めるものとし、当該契約の内容に適合した履行がなされると判断された時に調査を終了するため、調査資料の提出があつたとしても調査を行わないことがあること。なお、調査を行わない場合は、提出のあつた調査資料を当該調査範囲入札者に返却すること。
- 4 提出期限後における調査資料の内容変更、差替え及び再提出は認めないものとする。
- 5 調査範囲入札者が低入札価格調査を辞退する場合は、低入札価格調査辞退届（第16号様式）を提出期限までに提出すること。この場合において、低入札価格調査を辞退した調査範囲入札者は失格とすること。

(調査の内容及び報告)

第9条 工事担当課長は調査範囲入札者より調査資料の提出があったときは、別記2に定める低入札価格調査項目に基づき書類を調査し、必要に応じて事情聴取、関係機関への照会等を行い、別記3に定める失格判定基準に該当するかどうかを確認したうえで低入札価格調査票（第17号様式）を作成するものとする。

2 工事担当課長は、前項の規定による調査の結果を、別に定める総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員長へ報告するものとする。

3 審査委員会の委員長は、前項の規定により報告を受けたときは、審査委員会を開催し、第1項の調査票に基づき審査を行うものとする。

4 第1項の規定による調査に際し、調査範囲入札者が調査に協力をしなかった場合又は期日までに調査資料を提出しない場合は、当該調査範囲入札者を失格とする。

(適合した履行がされると認めたときの措置)

第10条 村長は、審査委員会が調査の結果に基づき適合した履行がされると認めたときは、当該入札者に落札者となった旨を通知し契約手続を行うものとする。

2 村長は、前項により落札者が決定したときは、調査資料を提出した落札者及び次条1項に該当した者を除く調査範囲入札者に対し低入札価格調査終了通知（第18号様式）により通知するものとする。

(適合した履行がされないおそれがあると認めたときの措置)

第11条 村長は、審査委員会が調査の結果に基づき適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、当該調査範囲入札者に低入札価格調査結果通知書（第19号様式）により通知するものとする。

2 前項の場合において、次順位の者の入札価格が調査対象範囲内にあるときは、第9条第1項による調査を実施し、落札者が決定するまで順に調査を実施するものとする。

3 前項により当該入札者を落札者とし不在する場合において、次順位の者の入札価格が、予定価格の制限の範囲内で低入札調査基準価格以上のときは、その者を落札者に決定するものとする。

(特約条項)

第12条 低入札調査基準価格を下回る価格で入札した者を落札者とした場合は、別記4の特約条項を付して当該落札者と契約を締結するものとする。

(低入札調査基準価格等の漏洩防止)

第13条 対象工事の建設工事を所管する課は、低入札調査基準価格、失格基準価格及び失格基準算出価格の漏洩事故等が発生しないよう厳重に対象契約の設計書及び資料等を管理しなければならない。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別記1（第5条関係）

低入札価格調査失格基準

入札金額が別記1に定める調査基準価格を下回り、次に掲げる失格基準のいずれかに該当する場合は失格とする。

1 用語の定義

- (1) 直接工事費相当額 別表中の工事区分の欄に定める工事の種別に応じて同表中の直接工事費相当額の欄に掲げる額（消費税及び地方消費税の額を除く。）をいう。
- (2) 共通仮設費相当額 別表中の工事区分の欄に定める工事の種別に応じて同表中の共通仮設費相当額の欄に掲げる額（消費税及び地方消費税の額を除く。）をいう。
- (3) 現場管理費相当額 別表中の工事区分の欄に定める工事の種別に応じて同表中の現場管理費相当額の欄に掲げる額（消費税及び地方消費税の額を除く。）をいう。
- (4) 一般管理費相当額 別表中の一般管理費相当額の欄に掲げる額（消費税及び地方消費税の額を除く。）をいう。
- (5) 設計額 設計額（消費税及び地方消費税の額を除く。）をいう。（予定価格とは異なります。）

2 諸経費等の構成

直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の構成については、福島県の積算基準によるものとし、これにより難い場合は、別途、入札説明書等においてあらかじめ扱いを示すものとする。

3 失格基準

- (1) 直接工事費に対する失格基準
 - ・入札額（税込）が5千万円以下の場合
直接工事費＜設計額における直接工事費相当額×0.95（千円未満切り捨て）
 - ・入札額（税込）が5千万円超の場合
直接工事費＜設計額における直接工事費相当額×0.9（千円未満切り捨て）
- (2) 共通仮設費に対する失格基準
 - ・共通仮設費＜設計額における共通仮設費相当額×0.9（千円未満切り捨て）
- (3) 現場管理費に対する失格基準
 - ・入札額（税込）が5千万円以下の場合
現場管理費＜設計額における直接工事費相当額×0.9（千円未満切り捨て）

- ・入札額（税込）が5千万円超から5億円以下の場合

現場管理費＜設計額における直接工事費相当額×0.85（千円未満切り捨て）

- ・入札額（税込）が5億円超の場合

現場管理費＜設計額における直接工事費相当額×0.8（千円未満切り捨て）

（４） 一般管理費に対する失格基準

- ・一般管理費＜設計額における一般管理費相当額×0.5（千円未満切り捨て）

別表「諸経費の取扱い」

工事区分	直接工事費相当額	共通仮設費相当額	現場管理費相当額	一般管理費相当額
土木工事 建築工事 建築設備工事 建築機械工事 建築電気工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
施設機械設備工事 水道設備工事 下水道設備工事 鋼橋上部工事 電気通信設備工事 揚排水機場設備工事 水門設備工事 等	次の額を合算した額 機器費 直接製作費 直接工事費（据付）	次の額を合算した額 間接（二次）労務費 共通仮設費（据付）	次の額を合算した額 工場管理費（製作） 現場管理費（据付） 据付間接費（据付） 設計技術費 技術者間接費 機器間接費	一般管理費等

別記２（第８条、第９条関係）

低入札価格調査項目及び提出書類

項目	内容	提出書類
1 低入札価格調査報告内容	（１） 調査報告内容（提出書類）の確認 （２） 内容について、事実と相違ないことの誓約	低入札価格調査報告書（第１号様式）
2 当該価格で入札した理由	（１） 金額を縮減できる理由	当該価格で入札した理由（第２号様式）
3 入札金額見積内訳書明細	入札金額積算内容	入札金額見積内訳書明細（第３号の１様式）

		共通仮設費内訳書（第３号の２様式） 現場管理費内訳書（第３号の３様式） 一般管理費等内訳書（第３号の４様式）
4 地理的条件	調査対象工事箇所と調査対象者の事業所、資材保管場所、調査対象工事と関連性がある場合は、現在手持ち工事箇所及び下請予定業者等との位置関係	地図（任意様式）
5 工程	契約後予定される工程表	工程表（任意様式）
6 手持ち工事の状況	(1) 工事名 (2) 発注者名 (3) 工期 (4) 施工場所 (5) 工事概要 (6) 請負金額 (7) 配置技術者名 (8) 調査対象工事と関連性がある場合は、その関連性	(1) 手持ち工事の状況（第４号様式） (2) 手持ち工事と経費縮減理由が関連する場合は、当該関連性及び経費縮減理由が明確に判明する資料（任意様式）
7 手持ち資材の状況	(1) 手持ち資材の種類（手持ち数量） (2) 資材の種類ごとの調査対象工事における使用予定量 (3) 資材が不足する場合の手当方法	(1) 手持ち資材の状況（第５号様式） (2) 資材の保管状況がわかる写真
8 資材購入予定	(1) 購入予定資材の内容（品名、規格・型式） (1) 購入予定業者名 (2) 購入予定額 (3) 過去の取引状況 (5) 低価格での資材調達が可能となる理由	(1) 資材購入予定一覧（第６号様式） (2) 購入予定業者からの見積書等（任意様式）
9 手持ち建設機材の状況	(1) 手持ち建設機材、車輛及び設備等の種類（手持ち数量）	(1) 手持ち建設機材の状況（第７号様式）

	(2) 調査対象工事における使用予定の建設機材、車輛及び設備等	(2) 建設機材の保管状況がわかる写真
10 建設機材の借上げ予定	(1) 借上げ予定建設機材の内容(品名、規格・型式など) (2) 借上げ予定業者名 (3) 借上げ予定額 (4) 過去の取引状況 (5) 経費縮減が可能となる理由	(1) 建設機材借上げ予定一覧(第8号様式) (2) 借上げ予定業者からの見積書等(任意様式)
11 労務職員の確保計画	(1) 工種及び職種ごとの労務職員の内訳	(1) 労務者の確保計画(第9号様式) (2) 手持ち工事と調査対象工事との間で労務職員の配置において関連がある場合については、手持ち工事における労務職員の配置状況と調査対象工事配置予定者との関連が判明する資料(任意様式)
12 下請への発注予定	(1) 下請への発注予定の有無 (2) 下請への発注予定がある場合 ① 工種・内容 ② 下請予定業者名 ③ 下請予定額 ④ 下請予定業者との関係	(1) 下請予定一覧(第10号様式) (2) 下請予定業者からの見積書等(任意様式)
13 過去に施工した公共工事	(1) 過去に施工した工事(同種、類似工事を中心に概ね10件程度) (2) 低入札価格調査該当工事であって、低入札調査基準価格を下回る入札価格により契約を行った工事	(1) 過去に施工した工事一覧(第11号様式) (2) 低入札調査基準価格を下回る入札価格により契約を行った工事一覧(第12号様式)
14 社会保険等への加入状況	(1) 社会保険等への加入状況(一次下請予定業者を含む。) (2) 事業所整理番号又は加入適用除外理由 (3) 法令に基づく社会保険等への加	社会保険等への加入状況(第13様式)

	入状況が適正である業者と下請契約 する旨の誓約	
15 建設副産物の搬 出予定	(1) 発生する建設副産物名 (2) 受け入れ予定者名 (3) 受け入れ予定箇所 (4) 受け入れ予定箇所における受け入 れ予定額	(1) 建設副産物の搬出予定状況 (第14号式) (2) 受け入れ予定額の見積書 (任意様式)
16 経営状況及び信 用状況	(1) 経営状況 (2) 信用状況	(1) 経営状況及び信用状況 (第 15号様式) (2) 経営状況財務諸表等 (任意 様式) 2 年分
17 主任 (監理) 技 術者・現場代理人	当該工事に配置する技術者等	(1) 資格が確認できる資料 (資 格証の写し等) (2) 雇用を確認できる資料
18 その他必要と認 められる事項	必要に応じ、調査対象者へ指示	

別記 3 (第 8 条、第 9 条関係)

失格判定基準

項目	基準
1 調査に協力しない場合	(1) 提出期限までに別記 2 に定められた提出書類等の提出がない 場合 (2) 提出書類等の不足がある場合 (3) 事情聴取等に応じない場合
2 設計仕様等に適合しな い場合	(1) 発注者が示した設計図書及び仕様書等に計上した設計数量や 工法、施工条件を満足していない場合 (2) 材料・製品について、発注者が示した設計仕様に適合した品 質・規格を満足していない場合
3 労務単価が適正でない 場合	労務単価について、法定最低賃金を下回っている場合
4 工事費内訳書明細書の 算出根拠が適正でない場 合 ((1) から (15) ま でについて、総合的に判	(1) 算出根拠が明確でない場合 (2) 入札金額見積内訳書明細に記載の金額が一括計上されている 場合 (3) 入札時の工事費内訳書と同額の積算がなされていない場合

断する。)	(4) 必要な経費が適切な費目に計上されていない場合 (5) 下請見積額を下回る積算額が計上されている場合 (6) 資材購入見積額を下回る積算額が計上されている場合 (7) 手持ち資材の確認ができない場合 (8) 自社建設機材の確認ができない場合 (9) 人件費、社会保険料、工事登録費用等の必要な経費が計上されていない場合 (10) 下請予定業者、資材購入予定業者、機材借上予定業者等からの聞き取りにより、工事費内訳書明細書記載価格がいわゆる「指値」である等不当に低額に設定されたことが明白である場合 (11) 下請け、資材購入及び機材借上げについて、過去の取引実績より今回取引予定額が低額である場合において、その根拠が明確でない場合 (12) 一次下請予定業者の法的福利費が未計上の場合に、その理由に合理性がない又は明記されていない場合 (13) 不足経費について、会社経費等から補填するなど、工事単体として実行予算が成り立たない場合 (14) 入札時に記載した直接工事費内の工種費用間の流用や直接工事費と共通仮設費等との各費用間の流用が行われている場合 (15) 下請予定業者や資材購入予定業者等の代表者印が押された見積書の写しが添付されていないもの (16) 下請予定業者の見積書に必要な法定福利費が計上されていない場合
5 建設副産物の処理が適正でない場合	(1) 建設副産物について、適正な処理費用が計上されていない場合 (2) 建設副産物の処理費用が計上されている場合であっても、当該処理費用算出根拠が示されない場合又は過去の取引実績より今回取引予定額が低額である場合において、その根拠が明確でない等不当に低額な費用を計上している場合
6 法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合	(1) 監理技術者等が重複専任になる場合 (2) 下請予定業者が、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定による届出の義務を履行していない場合（ただ

	し、当該届出の義務がない場合を除く。) (3) 下請見積書を提出した者が、工事に必要な許可等を受けていない場合(許可については、下請予定事業者への見積依頼日以前のものに限る。) (4) その他法令違反
7 上記のほか、適正な工事の履行がなされないと認められる場合	(1) 入札日から過去1年以内において、賃金不払い等で送検(労働基準監督署から検察庁への書類送検)を受けている場合(ただし、不起訴となった場合は除く。) (2) 入札日から過去1年以内において、建設工事紛争審査会から下請代金の未払い等で支払いを命じる仲裁判断が出された場合(ただし、和解的仲裁判断は除く。) (3) 入札日から過去1年以内において、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合 (4) その他

別記4 (第12条関係)

特約条項

(契約の保証)

第1条 約款第4条中「10分の1」とあるのは「10分の3」と読み替える。

(前払金、中間前払金)

第2条 約款第34条第1項中「10分の4」とあるのは「10分の2」と、同条第3項中「10分の2」とあるのは「10分の1」と読み替える。

(違約金)

第3条 約款第50条第2項中「10分の1」とあるのは「10分の3」と読み替える。

様式（省略）